

## 「認可外保育施設教育費補助審査部会による審査」の進め方（更新評価）

補助対象施設の更新については、書類審査、実地調査の後、部会による審査を行い、部会による審査を踏まえ、大阪市が決定します。部会による審査の進め方は次のとおりです。

### 1 スケジュール

日 程	部会委員の動き	大阪市の動き
月 日		書類審査の結果通知
月下旬～ 月		実地調査
月下旬	実地調査結果等受領(随時)	
月	部会による審査	
月上旬		選定結果通知

### 2 部会による審査における委員構成

委員5名のうち3名の委員により、施設ごとに審査を行います。ただし、同一法人による複数施設の申請の場合は、法人ごとに施設をまとめて審査します。3名の委員で構成された部会の長は、寺見部会長、あるいは、堀部会長代理にお願いします。

すべての施設の審査が終了した後、委員5名による総括会議を行い、最終確認を行います。

### 3 実地調査結果報告書等の受領

大阪市が行った実地調査の結果をまとめた報告書等について、審査日の1週間前をめぐりに、担当されない申請施設のものを含めて、全委員にメールします。（募集時とは違い、更新では、申請書類の副本を各委員に郵送しません。）

### 4 部会による審査の流れ

部会による審査は、初回更新施設においては、1施設当たり1時間の審査を基本とします。また、2回目以降の更新施設については、審査部会でのヒアリングは実施せず、書類審査及び実地調査の報告内容等によって審査を行います。ただし、同一法人による複数施設の申請の場合は、施設数に応じた審査時間とします。

部会による審査では、次の審査方法により、総合的に審査し、採点します。

- ・ 実地調査の結果報告【更新対象全施設】
- ・ 申請者による申請書類の説明（改善・向上点、委員意見への対応等）【初回更新施設】
- ・ 部会委員による申請者への申請書類の記載内容等にかかるヒアリング【初回更新施設】
- ・ 部会委員からの意見等への対応状況の書類審査【2回目以降更新施設】

## 5 部会による審査の時間配分

部会による審査の時間配分は次のとおりです。

審査内容	時間配分 (分)	時間配分 (分)
	初回更新の場合	2回目以降更新の場合
実地調査報告	5	5
申請書類の確認	10	10
申請者からの説明	5	—
ヒアリング	20	—
評価 (調整前)	5	—
委員間での採点調整	10	—
評価 (調整後)	5	5
審査時間 合計	60	20

## 6 評価の基準

評価の基準は次のとおりです。

### 【初回更新施設】

審査項目（17項目）について、A・B・Cの3段階で評価します。更新評価の結果、すべての項目にC判定がなかった場合は、令和2年度についても、引き続き、補助対象施設に認められたこととなります。もし、C判定となった項目が1つでもあった場合は、C判定となった項目について、本市に改善計画を提出していただき、再度審査を行います。再度の審査の結果、改善の見通しが見られないと判断した場合は、令和2年度の補助対象施設から除外します。

### 【2回目以降更新施設】

申請書類の内容審査（改善・向上点、審査部会での委員意見への対応等）について、実地調査の報告等を含め、総合的に評価を行います。

更新評価の結果、総合的に「可」となった場合、令和2年度についても、引き続き、補助対象施設に認められたこととなります。

更新評価の結果、「保留」となった場合、申請者に対して委員によるヒアリングを行い、再度、評価を行った結果、「可」となれば引き続き補助対象施設に認められたこととなります。もし、結果が「不可」の場合は令和2年度 補助対象施設から除外します。